貸し館等の機能を持つ公共施設一覧

名称（箇所数）		公民館(6)	地域学習館(12)	地区会館(6)	総合センター(6) 総合センター分館(3)	園田東会館(1)	福祉会館(27) 廃園幼稚園(2) プラザ道意(1)	青少年センター(1)	女性・勤労婦人センター(1)	社協会館(1)	すこやかプラザ(1)	老人福祉センター(5)
(73)	中央 (8)	1	3	1			2					1
	小田 (12)	1	1	1	2		5			1		1
	大庄 (14)	1	2	1	1		8					1
	立花 (19)	1	3	1	5		6	1	1		1	
	武庫 (9)	1		1	1		5					1
	園田 (11)	1	3	1		1	4					1
根拠法		社会教育法	ー	―	社会福祉法	―	ー	―	―	ー	―	老人福祉法
根拠条例		尼崎市立公民館の設置及び管理に関する条例	ー	尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例	尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例	尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例	ー	尼崎市立青少年センターの設置及び管理に関する条例	尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に関する条例	ー	尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例	尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例
運営形態		直営	地域の社会福祉協議会 公民館登録グループ等	指定管理者	直営（27年度より指定管理者[予定]）	直営（27年度より指定管理者[予定]）	社会福祉連絡協議会	直営	指定管理者	社会福祉協議会	指定管理者	指定管理者
開館日・時間		月～土　9：00～21：00 日　　9：00～17：00	9:00～21:00	9：00～21：00	月～金　　9：00～21：00 土開館日　9：00～17：30	月～金　　9：00～21：00	9：00～21：00	火～土　9：00～21：00 日、祝　9：00～17：00	火～土　9：00～21：00 日　　9：00～17：00	9：00～17：30	9：00～21：00（ホール） 9：00～17：00（その他）	9：00～17：30
休館日		祝日	日曜、祝日	月曜日（中央） 水曜日（武庫、小田、園田、立花） 木曜日（大庄）	日曜、祝日、第２、４土曜日以外の土曜日	土曜、日曜、祝日		月曜日	月曜日、祝日		水曜日	祝日（共通） 月曜日（千代木園） 水曜日（鶴の巣園） 木曜日（和楽園） 金曜日（福喜園） 日曜日（総合老人福祉C）
目的		実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する（法第20条）	地域住民の学習の場、地域住民の集会施設、その他公益事業の用に供する施設	市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るための各種の研修、レクリエーシヨン及び集会の場を提供する（第２条）	地域住民の福祉の向上及び住民相互の交流の促進を図るため（第２条）	市民の生活文化の向上を図るための各種の研修、レクリエーション及び集会の場を提供する（第２条）	地域福祉の増進とコミュニティ活動の促進をはかる	青少年の健全な育成と福祉の増進を図るための各種の事業を積極的に推進するため（第２条）	女性の自立及び社会参加の促進並びに女子労働者の福祉の増進を図るため（第２条）	社会福祉協議会など福祉活動団体が連携して地域福祉活動を推進し、その充実を図る	少子・高齢型社会に向けて、市民がお互いに支え合いながら安心して健やかに暮らせる地域社会の形成に資する（第２条）	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する（法第20条の７）
主な事業		・定期講座を開設すること。 ・討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 ・図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 ・体育、レクリエーシヨン等に関する集会を開催すること。 ・各種の団体、機関等の連絡を図ること。 ・その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。（法第22条）	・地域住民の学習の場に供すること。 ・地域住民の集会施設に供すること。 ・その他、公益事業の用に供すること。	ー	・地域住民の生活及び人権に関する相談に関すること。 ・住民相互の交流の促進に関すること。 ・人権啓発に関すること。（第４条）	ー	ー	・青少年の研修に関すること。 ・青少年の相談及び指導に関すること。 ・青少年のスポーツ、レクリエーション、集会及び集団生活のための場の提供に関すること。（第４条）	・女性の自立及び社会参加の促進のための学習及び啓発に関すること。 ・女性のための相談に関すること。 ・女性問題に関する情報の収集及び提供に関すること。 ・女性関係団体等の育成に関すること。 ・職業能力の開発、就労相談その他就労支援に関すること。（第４条）	ー	・高齢者等の居住環境の改善その他自立の支援に関すること。 ・子育ての支援に関すること。 ・世代間の交流に関すること。（第４条）	・老人（60歳以上の者）に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する事業を行う。 ・ワークセンター和楽園は、前項に規定する事業のほか、授産事業を行う。（第４条）
備考			旧公民館分館を廃止し、平成25年度より地域学習館として地域団体等に運営を移管		社会福祉法第２条に規定される隣保館 １館体制への集約に向けた取組を実施中					平成16年度より社会福祉協議会に無償貸与 同会の自主事業として貸し館業務を実施	子育て支援ゾーン、一時預かりルーム、多目的ホール（貸室）で構成	
施設規模		1,400～2,300㎡	250～700㎡	1,400～2,000㎡	本館840～2,000㎡ 分館480～600㎡	814.96㎡	福祉会館120～520㎡ 廃園幼稚園550～600㎡ プラザ道意50.78㎡	2,126.44㎡	2,012.60㎡	3,027.84㎡	1,170.68㎡	700～2,200㎡
合計面積		10,931.17㎡	4,349.76㎡	9,561.78㎡	10,394.03㎡	814.96㎡	5,785.7㎡	2,126.44㎡	2,012.6㎡	3,027.84㎡	1,170.68㎡	5,419.62㎡
貸室	ホール 集会室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	学習室 会議室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	学習室 (和室)	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	実習室 料理室	○		○	○	○			○	○		